平成２２年（フ）第１１４号
三重県桑名市大字江場８番地　市営住宅236号、前住所三重県桑名市一色町13番地　第１三晃マンション404号
債務者　中根　純子
１　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
三重県四日市市大治田１丁目２番９号　フォーゲルＥ102号
債務者　神谷　洋子
１　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
三重県四日市市堀木２丁目11番７号　北勢マンション208号
債務者　西　　英輔
１　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上2508　ヴィラ竜王Ｂ－１、住民票上の住所愛知県豊川市下長山町天王下85番地　コーポ長山Ｂ棟102号
債務者　平岡　和彦
１　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１４１号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目20番１―803号
債務者　山下　裕也
１　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２６１号
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目12番１―203号
債務者　石田　忠志
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６２号
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目12番１―203号
債務者　石田　成江
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９２号
奈良県大和高田市中今里町３番28号
債務者　山下　京子
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3126番地16
債務者　清水　恒子
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
奈良県御所市665番地の７
債務者　尾崎　伸江
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
奈良県香芝市関屋819番地の５
債務者　谷内　伸久
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
奈良県橿原市内膳町３丁目10番２号　和楽荘11号室
債務者　吉村　信男（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１２９号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地３―401
債務者　永野りつ子
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
奈良県御所市大字元町493番地の101
債務者　上之原秀美
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
奈良県磯城郡田原本町788番地
債務者　三包智永子
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
奈良県橿原市曲川町５丁目15番13号
債務者　竹内　　誠
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
奈良県橿原市葛本町367番地の１　サンルピナス２号館312、前住所奈良県橿原市葛本町146番地の11
債務者　松田　光代
１　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係